

	用語	定義及び内容の補足
区長に関する事 こと	1. 行政区	・市が行政サービスを提供する上で設定した82の区域のことをいいます。
	2. 区長	・筑紫野市行政区設置規則に基づき、行政区内の住民の総意により推薦され、委嘱を受けた者のことをいいます。
	3. 区長事務	・委嘱を受けた区長の取扱事務として、市と区長との間で締結した協定に基づいて定めたものをいいます。
	4. 区長会	・82人の区長を構成員とし、自ら規約を定めて結成した団体のことをいいます。 ※筑紫野市区長会は平成29年3月末をもって解散しています。
自治会等に関する事 こと	5. 自治会等	・おおむね行政区と同じ区域において、区域内の住民によって構成され、現として存在している自治組織のことをいいます。 ・自治会等の名称は、区、区会、町会、町内会、自治会連合会など地域によって異なります。 ・自治会等には、内部組織として班・隣組等が置かれています。 ※行政区と自治会等は、本来、別の意味となります。
	6. 隣組等	・自治会等の内部組織として置かれる最小単位のことをいい、おおむね10世帯～30世帯程度で構成されています。 ・名称は、隣組、組、班、自治会、隣保班など地域によって異なります。
	7. 班等	・自治会等の内部組織として置かれる中間組織のことをいい、複数の隣組等によって構成されています。 ・名称は、班、ブロック、地区、区、自治会、町内会など地域によって異なり、自治会等の名称が●●区町内会、その内部組織の名称が◇◇自治会である事例も存在します。 ・地域によっては、班等が存在しないところもあります。
	8. 自治会長等	・自治会等の長のことをいい、ここでは名称如何を問わず、自治会等の内部組織である隣組等や班等の長を除くものとします。 ・名称は自治会長その他、連合会長、町内会長、区長、行政区長など地域によって異なります。 ・地域の慣例として、市に対して区長を推薦する場合、多くは自治会長等が推薦されています。 ※自治会長等の名称が「区長」または「行政区長」であることもありますが、本来、市から委嘱を受けた区長とは異なる存在となります。
	9. 自治活動	・自治会等をはじめとする地域の各種団体が行う活動のことをいいます。各種団体が行う活動等に対して、市からの補助を受けている場合があります。 (子ども会、シニアクラブ、小地区公民館、アンビシャス事業など)
	10. 地縁団体	・各種団体のうち、自治会等をはじめとする地縁によって結びついたものをいいます。
	11. 機能団体	・各種団体のうち、地縁に限らず、特定の目的を持って結成されたものをいいます。
	12. 自治公民館 (共同利用施設)	・自治公民館は、地域住民の総意により自主的に管理運営される施設又は組織です。 ・自治公民館は、市からの補助を受けて自治会等が設置しており、社会教育法による公民館類似施設として位置づけられます。

	用語	定義及び内容の補足
コミュニティに関すること	13. 地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ基本構想において「これから目指すべき地域社会の姿」として掲げたもので「自治会等をはじめとする地域の各種団体が連携し、自ら地域の課題を解決しようとする地域社会」のことをいいます。
	14. (旧)コミュニティ構想	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和51年に筑紫野市が掲げたコミュニティ構想のことをいいます。
	15. 地域コミュニティ基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ・市と区長会との協議により、平成21年3月に策定した地域コミュニティづくりの基本構想のことをいいます。
	16. コミュニティ区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ基本構想において定めた二日市、二日市東、山口、御笠、山家、筑紫、筑紫南の7つの区域のことをいいます。 ・地域コミュニティ推進条例では、別表に、行政区の名前で区域を規定しています。
	17. コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の拠点施設として各コミュニティ区域に市が整備した公設公営の施設のことをいいます。 ・筑紫野市のコミュニティセンターは、地域住民によるまちづくり、生涯学習社会の実現を目的とする他、市役所出張所、災害時の一次避難所としても位置づけされています。
	18. コミュニティセンターの館長、主事	<ul style="list-style-type: none"> ・市長及び教育委員会からの辞令を受けて各コミュニティセンターに配置された市の嘱託職員のことをいいます。
	19. コミュニティ運営協議会(地域運営組織)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティづくりを目的とし、各コミュニティ区域において自ら規約を定めて結成された団体のことをいいます。近年では、地域運営組織ともいいます。 ・地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行っている団体であり、筑紫野市では公共的団体として位置づけています。
	20. 部会(専門部)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や各種団体によって構成され、福祉、環境などのテーマごとに置かれるコミュニティ運営協議会の内部組織のことをいいます。
21. 運営委員会(執行委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員、区長、部会長等によって構成されるコミュニティ運営協議会の内部組織のことをいいます。 <div data-bbox="485 1249 1232 1666" style="text-align: center;"> <p>コミュニティ運営協議会</p> <pre> graph TD A[総会] --> B[役員会] B --> C[運営委員会] C --> D[A部会] C --> E[B部会] C --> F[C部会] </pre> </div>	
22. コミュニティ連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・7つのコミュニティ運営協議会の会長を構成員とし、自ら規約を定めて結成した団体のことをいいます。 	